

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和4年6月16日(木)
午後2時23分～午後3時32分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名
委員長 大友 康 信 副委員長 菅原 和 子
委員 熊谷 克彦 委員 笹森 波
委員 千葉 栄幸 委員 荒川 洋平
- 4 委員外議員 3名
議長 菊地 忍 副議長 佐々木 哲男
議員 及川 秀一
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 事務局 局長 大澤 博
次長兼議会総務係長 西村 雅裕
主幹兼議事調査係長 佐藤 恵子
- 7 協議事項
付議事件
 - (1) 議会の運営に関する事項について
 - ① 追加議案の取扱いについて
 - (2) 議長の諮問に関する事項について
 - ① 議員の派遣について
 - ② 仙台市・名取市広域行政協議会委員の推薦について

- (3) 議会基本条例の検証に関する事項について
 - ① 名取市議会基本条例実施計画について

午後2時23分 開会

○委員長（大友康信） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておりますので、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

初めに、追加議案の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 説明いたします。

まず、次第書の1ページ、1の（1）の① 追加議案の件名についてです。

今回、2か件の追加議案が提出されております。

まずは、議案第62号 工事請負契約の締結についてです。

次に、議案第63号 令和4年度名取市一般会計補正予算（第6号）です。

次に、次第書の1ページ、② 取扱い案について説明いたします。

あわせて、別紙資料1、議事日程第5号を御覧ください。

初めに、ア 提案理由説明については、6月20日の日程第12 議案第61号字の区域を変更することについての採決の後、追加議案2か件を一括上程し、市長より提案理由の説明を受けます。

次に、イ 審議日については、提案理由説明の後、直ちに議案番号順に審議するものです。

次に、ウ 審議方法については、まず、議案第62号については、冒頭に担当部長による補足説明を受け、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行うものです。

次に、議案第63号については、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行うものです。

追加議案の取扱いについては以上です。

○委員長（大友康信） ただいま追加議案の取扱いについて説明をいたしましたが、御意見等がありましたらお伺いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。追加議案の取扱いについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。よって、追加議案の取扱いについては原案のとおり決定いたしました。

次に、議員の派遣についてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 御説明いたします。

次第書の1ページ下段と、資料2を御覧願います。

地方自治法第100条第13項及び名取市議会会議規則第156条の規定により、議員を派遣するものです。

派遣の内容は、会派代表者会議視察研修です。

こちらは、議会ICTタブレット導入にかかる調査のため、先進自治体を視察し研修するものです。派遣場所は宮城県柴田町、派遣期間は令和4年6月24日金曜日です。

派遣議員は、会派代表者会議を構成する、菊地 忍議長、佐々木哲男副議長、小野寺美穂議員、菅原和子議員、山田龍太郎議員、丹野政喜議員、吉田良議員、佐藤正博議員の8名です。

次に、取扱い案については、次第書の1ページ（1）の②に記載のとおり、議会案第4号の採決の後に上程いたします。

採決方法については、簡易採決とするものです。

なお、議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任するものです

議員の派遣については以上です。

○委員長（大友康信） ただいま議員の派遣について説明をいたしましたが、御意見等がありましたらお伺いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。議員の派遣については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣についてはそのように決定いたしました。

次に、仙台市・名取市広域行政協議会委員の推薦についてを議題といたします。

この際、委員会条例第16条の規定により、及川秀一議員の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

午後2時28分 休憩

〔及川秀一議員退席〕

午後2時28分 再開

○委員長（大友康信） 再開いたします。

それでは、仙台市・名取市広域行政協議会委員の推薦について、書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 御説明いたします。

次第書2ページを御覧ください。

既に御案内のとおり、名取市議会運営等に関する申し合わせ事項では、議会選出委員に関しましては、会派代表者会議の決定を踏まえ、議会運営委員会に諮り、承認を得ることとなっております。

及川秀一議員は現在、令和4年2月1日から令和6年1月31日を任期として、仙台市・名取市広域行政協議会の委員となっております。

この取扱いについて、本日、本委員会開催前に開かれた会派代表者会議において協議がなされ、議会として全会一致で議員辞職勧告決議案を可決している中、このまま議会選出委員として委員を続けさせることができないという理由により、及川秀一議員の推薦を取りやめ、新たに菊地昌夫議員を推薦

することが決定されました。

以上のとおり、会派代表者会議での協議結果を受け、議長の諮問として、本日ここに御提案するものです。

説明は以上です。

○委員長（大友康信） ただいま、仙台市・名取市広域行政協議会委員の推薦について書記より説明いたさせましたが、御意見等がありましたらお伺いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。仙台市・名取市広域行政協議会委員の推薦については、諮問のとおり、及川秀一議員の推薦を取りやめ、新たに菊地昌夫議員を推薦することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。よって、仙台市・名取市広域行政協議会委員の推薦については、そのように推薦することに決定いたしました。

及川秀一議員の退席を解きます。

暫時、休憩いたします。

午後 2 時 3 0 分 休憩

〔及川秀一議員 入室〕

午後 2 時 3 1 分 再開

○委員長（大友康信） 再開いたします。

及川秀一議員に申し上げます。

仙台市・名取市広域行政協議会委員については、及川秀一議員の推薦を取りやめ、新たに菊地昌夫議員を推薦することに決定しましたので、報告いたします。

次に、名取市議会基本条例実施計画についてを議題といたします。

名取市議会基本条例実施計画については、3月に開催した本委員会において協議を行い、後期推進計画の概要とその推進スケジュールについて決定し、そ

れに基づいて実施計画を進めていくこととしておりました。

本定例会期間での協議事項についてですが、今回は御案内のとおり、請願及び陳情者による意見陳述機会の付与について及び参考人及び公聴会制度の活用についての2点について、順番に協議を進めてまいります。

まず初めに、①請願及び陳情者による意見陳述機会の付与について、書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 御説明いたします。

資料は別冊の名取市議会基本条例実施計画協議資料を御覧願います。

請願及び陳情者による意見陳述機会の付与についてについて、まずは現状について御説明させていただきます。現在本市議会では、請願及び陳情提出者による意見陳述については、基本条例において機会を設けるものとしていたものの、資料1ページの評価・検証シート3の中段の評価結果の欄にも塗りつぶし表記をしておりますが、これまで本会議において活用の実績はありませんでした。

資料1ページの評価・検証シート3の下段、2課題等と3今後の方策案の欄を御覧ください。令和元年度に実施した評価・検証においては、改善・拡充すべき課題であるとして、必要に応じて活用すべきとしております。その課題解決のための今後の方策案としては、請願及び陳情者への意見陳述機会の周知をすることとしておりました。

今回、請願及び陳情者が意見陳述する際の手続き等について改めて整理を行い、資料6ページのとおり、請願（陳情）提出者による意見陳述実施要領を素案として作成いたしました。この実施要領（案）をホームページに掲載し、請願及び陳情の申出があった際に、議会事務局から御案内することで周知を図っていくことについて、御協議をお願いいたします。

〔別冊資料6ページ「請願（陳情）提出者による意見陳述実施要領（案）」により説明をなした。〕

○委員長（大友康信） ただいま、請願及び陳情者による意見陳述機会の付与について書記より説明いたさせましたが、これより委員各位より御意見を伺います

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 37 分 休憩

【休憩中の協議概要】

(委員からの意見)

- ・以前に特別委員会の審査の中で、当事者に出席を求め、話を聞いたことがある。ただし意見陳述だったか、参考人招致だったかは不明。
- ・条例上は、提出者からの申出だけでなく、議会が必要と認めた場合についても規定しているが、議会が必要として求めた意見陳述と参考人招致とを、どう使い分け、運用していくのか整理が必要ではないか。
- ・条例で趣旨が示されていても、実際に意見陳述の機会を活用していくに当たっては、このような実施要領（案）により運用していくのがよいと思う。
- ・運用としては、提出者が意見を述べたいと申出があった場合は「意見陳述」、議会から提出者に説明を求める場合は費用弁償が発生する「参考人招致」という運用がよいのではないか。

(まとめ)

- ・まずは、今後、活用が想定される機会として、常任委員会における審査等において、実施要領（案）により運用していくこととする。その中で課題が生じた際は、再度検証していくこととする。
-

午後 3 時 6 分 再開

○委員長（大友康信） 再開いたします。

請願及び陳情者による意見陳述機会の付与についてにつきましては、休憩中の協議のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。それでは、そのように決定いたしました。

次に、参考人及び公聴会制度の活用について、協議を進めてまいります。

まず初めに、書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 御説明いたします。

参考人及び公聴会制度の活用について、まずは現状について御説明させていただきます。こちらについても現在本市議会では、条例等において、活用することができるかとされているものの、これまでこの実績はありませんでした。

資料2ページの評価・検証シート6の下段、2課題等と3今後の方策案の塗りつぶし表記の欄を御覧ください。令和元年度に実施した評価・検証においては、継続・現状維持として、委員会での参考人及び公聴会の制度活用には至っておらず、取組について再度検討する必要があるとしております。その課題解決のための今後の方策案としては、市民の識見を議会の討議に反映させるべく、参考人及び公聴会制度を再確認することとしておりました。

資料3ページから5ページを御覧ください。こちらの関係条例抜粋資料は、参考人及び公聴会制度について規定する条例等の条文を抜粋したものです。

次に、資料8ページの参考人及び公聴会の制度についてを御覧ください。資料8ページは参考人招致と公聴会開催を比較した資料です。

今回はこの資料3から5ページ及び資料8ページを使って、まず制度の概要について再確認を行いたいと思います。

〔別冊資料3ページから5ページ「関係条例抜粋資料」及び8ページ「参考人及び公聴会の制度について」により説明をなした。〕

○委員長（大友康信） ただいま、参考人及び公聴会制度の活用について書記より説明いたさせましたが、これより委員各位より御意見を伺います

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午後3時21分 休憩

【休憩中の協議概要】

（委員からの意見）

- ・制度について条例等で規定されていることを再確認できた。
- ・会派においても今回の資料により制度の理解を共有すべき。
- ・今後の活用のために、県内他市議会における参考人招致の事例を確認し、次回以降に紹介してほしい。

（まとめ）

- ・今回、委員会で検証した制度の再確認について、会派内においても情報共有し、活用に向け理解を深めていくこととする。
 - ・また、既に参考人招致を実施している他市議会における手続き等について、事務局において確認し、次回以降の委員会で報告することとする。
 - ・次回は、議会懇談会の開催についてを協議事項として、7月15日（金）午前10時から開催予定とする。
-

午後3時32分 再開

○委員長（大友康信） 再開いたします。

参考人及び公聴会制度の活用についてにつきましては、休憩中の協議のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。それでは、そのように決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって本日の議会運営委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

午後3時32分 散会

令和4年6月16日

議会運営委員会

委員長 大友康信